

『空を取り戻せ！今こそ使おうセントレア！』利用促進キャンペーン 規約

(『空を取り戻せ！今こそ使おうセントレア！』利用促進キャンペーン)

- 第1条 「『空を取り戻せ！今こそ使おうセントレア！』利用促進キャンペーン」(以下、「使おうセントレアキャンペーン」という。)とは、中部国際空港における国際線の旅客便(以下「セントレア発着便」という。)について、コロナ禍からの復活を実現することを目的に、中部地域(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県)に本社または支社等を構える法人・企業等(以下、「賛同企業」という。)が、中部国際空港を発着する航空ネットワークを活用した海外出張及び報奨旅行を行い、中部国際空港の利用促進を図るための、期間限定の取組を指します。なお、セントレア発着便であっても、国内他空港を経由した国際線は対象外とします。
- 2 使おうセントレアキャンペーンに登録する賛同企業は、本規約を承諾のうえ、使おうセントレアキャンペーン事務局(以下、「事務局」という。)所定の申込み手続きを行うものとします。また、第8条に該当する法人・企業等は、使おうセントレアキャンペーンへの登録ができないものとします。
 - 3 使おうセントレアキャンペーンは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間とします。
 - 4 事務局が必要と判断した場合、賛同企業に予告なく、使おうセントレアキャンペーンの内容を変更、停止、中止及び終了することができるものとします。これによって賛同企業に生じた損害について一切の責任を負いません。
 - 5 本規約に定めのない事項については、事務局の判断により決定します。

(使おうセントレアキャンペーンへの登録)

- 第2条 使おうセントレアキャンペーンの登録は、賛同企業が「セントレア利用宣言」を行ったうえで、使おうセントレアキャンペーン期間における全海外出張のうち、セントレア発着便を利用する割合の目標を定め、専用ページにて事務局に登録することとします。
- 2 目標は、次のとおりとします。
 - (1) 85%以上 (Gold)
 - (2) 75%以上 (Silver)
 - (3) 65%以上 (Bronze)
 - 3 登録は、令和6年5月1日から令和7年2月28日までにを行うものとします。
 - 4 使おうセントレアキャンペーンへの登録にあたり、賛同企業の法人名、住所等を登録した際、提供された内容の全部または一部について、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合、キャンペーンの対象外とさせていただきます。

(特典)

- 第3条 第2条の登録を行った賛同企業は、第2条第2項の目標に応じて、次のサービス・特典(以下「特典」という。)を受けることができます。なお、特典の有効期限は、

- (1) - (3) は特典の発行の日から令和7年9月末日まで、(4) - (6) は令和7年3月末日までとなります。
- (1) 85%以上 (Gold) の場合、セントレア旅客ターミナルビル4階「SOLA SPA 風の湯」入浴ご招待券10枚
- (2) 75%以上 (Silver) の場合、セントレア旅客ターミナルビル4階「SOLA SPA 風の湯」入浴ご招待券7枚
- (3) 65%以上 (Bronze) の場合、セントレア旅客ターミナルビル4階「SOLA SPA 風の湯」入浴ご招待券5枚
- (4) 中部国際空港内広告媒体への企業名掲載
- (5) 中部国際空港株式会社の各種広報媒体への企業名掲載
- (6) その他、事務局が定める各種サービスや優待等
- 2 賛同企業は、使おうセントレアキャンペーン終了後に速やかに目標の達成状況を専用ページにて報告する※ものとし、第2条第2項の目標を超える実績を達成した場合、事務局から表彰状を贈呈するほか、次の特典を受けることができます。なお、目標の達成状況については、事務局より賛同企業代表者へ専用ページの URL をメールにてお送りします。また、特典の有効期限は、特典の発行の日から令和7年9月末日までとなります。
- (1) 中部国際空港内広告媒体への企業名掲載
- (2) 中部国際空港株式会社の各種広報媒体への企業名掲載
- (3) その他、事務局が定める各種サービスや優待等
- ※報告内容は、①キャンペーン期間中に海外出張された回数 ②キャンペーン期間中の全海外出張のうち、中部国際空港を発着する国際線を利用した回数 ③キャンペーン期間中に中部国際空港を発着する国際線を利用した区間（往復）とする。
- 3 事務局は、第1項、第2項の変更・中止・終了及び各種サービスや優待等の制定、改廃を任意に行うことができます。
- 4 第1項及び第2項第3号のうち経済的対価を伴う特典を第三者に譲渡することはできません。また、換金および他の特典との交換も承りません。ネットオークション等での特典の転売は固くお断りいたします。
- 5 賛同企業が登録した連絡先の不備等により通知または連絡、特典が到達しなかった場合、これによって賛同企業に生じた損害について一切の責任を負いません。

(キャンペーン登録費)

- 第4条 賛同企業が使おうセントレアキャンペーンに登録する際の費用は、無料とします。
なお、使おうセントレアキャンペーンへの登録、問合せに伴う通信料等は、賛同企業の負担とします。

(登録事項の変更)

- 第5条 賛同企業は、使おうセントレアキャンペーンへの登録に際し、事務局に提供した情報（法人名、連絡先等）に変更があった場合、電子メールにて速やかに届け出るものと

します。

- 2 前項の手続きを行わなかったことにより、特典または表彰を受けられない場合や事務局からの連絡の遅延・不到達となる場合においても、賛同企業は異議がないものとします。

(宣言の撤回、取消し)

第6条 賛同企業が宣言の撤回を希望する場合、宣言を撤回することができます。事務局は、賛同企業から宣言の撤回の意思が示された日の属する月の翌月末を当該賛同企業の宣言の撤回日とし、その日をもって特典の提供を停止します。

- 2 前項にかかわらず、事務局は、賛同企業が本規約に違反することが判明したとき、または次の各号のいずれかに該当するときは、当該賛同企業に通知なく直ちに宣言を取消しできるものとし、同時に特典の提供を停止します。また、賛同企業は、当該措置に伴う不利益・損害について、事務局は一切の責任を負わないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 法令違反、犯罪またはそれらの恐れのある行為をした場合
- (2) 事務局の名誉を毀損しまたは使おうセントレアキャンペーンの目的に反する行為をしたとき
- (3) 使おうセントレアキャンペーンの活動や運営を故意に妨害したとき
- (4) 規約に違反するなど、事務局が賛同企業として不適格であると判断したとき
- (5) 虚偽の真実を申告したとき
- (6) 第3条に定める特典を賛同企業以外の第三者に提供する等不正に利用したとき、または不正に利用する恐れがあるとき
- (7) 第8条に該当したとき

(個人情報の取得・保有・利用・提供)

第7条 事務局は、「使おうセントレアキャンペーン」にかかる個人情報取り扱いについては、別に定める『「空を取り戻せ！今こそ使おうセントレア！」利用促進キャンペーン個人情報保護方針』に則り、取り扱うものとします。

- 2 事務局は、前項により取得する個人情報を次の各号の場合を除き第三者に提供しません。
 - (1) 使おうセントレアキャンペーンの運営のために、第11条に定める事務局及び事務局が委託をする組織に提供する場合
 - (2) 前項記載の利用目的のために、事務局が選定した委託先（当該委託先からの再委託先も含む）に業務を委託する場合
 - (3) 前項記載の利用目的のために、特典を取り扱う企業や対象施設に提供する場合
 - (4) 使おうセントレアキャンペーンの活動のために、個人が特定できない統計情報として航空会社等第三者に提供する場合
 - (5) その他個人情報保護法等法令で定められた次の場合
 - ・ 法令で定める場合

- ・ 人の生命・身体または財産の保護に必要で、本人の同意取得が困難な場合
- ・ 公衆衛生上、または児童の健全な育成推進に特に必要で、本人の同意取得が困難な場合
- ・ 国の機関や地方公共団体などが法令上の事務を遂行するのに協力が必要で、本人の同意取得が事務遂行に支障になる場合

3 本キャンペーンで取得した個人情報、使おうセントレアキャンペーン期間終了後、一定期間保持ののち、破棄します。

(反社会的勢力の排除)

第8条 賛同企業は、その代表者、責任者、実質的に経営権を有するものが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という）のいずれでもなく、かつ暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し保証するものとします。また、本保証に違反する事実が認められる場合、何らの催告を要さずに、事務局は当該賛同企業の宣言を取消しすることができるものとします。

(免責)

第9条 次の各号に関して、事務局の責に帰する理由がある場合を除いては、事務局は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 特典の変更・中止・終了や特典の利用に必要な施設及び設備の保守点検・修繕、中部国際空港の保安管理等のため、賛同企業が特典を利用できないことによって生じた不利益・損害等
- (2) 特典付与の提供元企業や団体等と賛同企業や賛同企業に属する役職員との間で生じた紛議及び損害等
- (3) 特典利用により生じた紛議及び損害等、賛同企業同士または賛同企業と第三者との間で生じた紛議及び損害等

(規約の変更)

第10条 事務局は、必要と認めたときには、賛同企業への予告なく本規約の内容を変更することができるものとし、その場合、事務局はメール等で速やかに賛同企業に通知するものとします。

(事務局)

第11条 事務局は国土交通省中部運輸局、名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会、中部国際空港株式会社の4者が共同し、事務局の代表は、国土交通省中部運輸局が務めるものとします。

2 事務局は、業務に応じて事務局の委託により次の組織に窓口を置きます。

- (1) 使おうセントレアキャンペーンの登録及び問合せに関すること、第3条第2項の表彰状に関すること、第7条の個人情報に関すること。

(窓口) 国土交通省中部運輸局 観光部観光企画課

(電話) 052-952-8045 (平日9時30分～17時30分)

(メールアドレス) cbt-airport@ki.mlit.go.jp

(2) 第3条第1項、第2項の特典に関すること。

(窓口) 中部国際空港株式会社 航空営業部

(電話) 0569-38-7226 (平日9時30分～17時30分)

(メールアドレス) flycentrairpartners@cjiac.co.jp

以 上

2024年4月30日制定